

奈良市公報

号外第7号

平成27年3月10日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目次

告 示

平成26年度奈良市一般会計予算等の要領…………… 1

告 示

奈良市告示第163号

平成26年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成26年度奈良市一般会計予算
- 2 平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 3 平成26年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成26年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 5 平成26年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 6 平成26年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 7 平成26年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 8 平成26年度奈良市介護保険特別会計予算
- 9 平成26年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 10 平成26年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 11 平成26年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 平成26年度奈良市病院事業会計予算
- 13 平成26年度奈良市水道事業会計予算
- 14 平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算
- 15 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		52,310,803 ^{千円}
	1. 市 民 税	26,399,448
	2. 固 定 資 産 税	19,378,152
	3. 軽 自 動 車 税	436,436
	4. 市 た ば こ 税	1,917,543
	5. 特 別 土 地 保 有 税	265
	6. 入 湯 税	6,855
	7. 事 業 所 税	936,161
	8. 都 市 計 画 税	3,235,943
2. 地 方 譲 与 税		840,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	260,000

16 平成26年度奈良市下水道事業会計予算

平成26年度奈良市一般会計予算

平成26年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

	2. 自動車重量譲与税	580,000
3. 利子割交付金		270,000
	1. 利子割交付金	270,000
4. 配当割交付金		490,000
	1. 配当割交付金	490,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		250,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	250,000
6. 地方消費税交付金		3,800,000
	1. 地方消費税交付金	3,800,000
7. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
8. 自動車取得税交付金		150,000
	1. 自動車取得税交付金	150,000
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,614
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,614
10. 地方特例交付金		230,000
	1. 地方特例交付金	230,000
11. 地方交付税		15,400,000
	1. 地方交付税	15,400,000
12. 交通安全対策特別交付金		60,000
	1. 交通安全対策特別交付金	60,000
13. 分担金及び負担金		1,574,993
	1. 分 担 金	3,620
	2. 負 担 金	1,571,373
14. 使用料及び手数料		2,372,812
	1. 使 用 料	1,627,870
	2. 手 数 料	744,942
15. 国庫支出金		22,789,106
	1. 国庫負担金	18,113,192
	2. 国庫補助金	2,832,139
	3. 国庫委託金	112,904
	4. 国庫交付金	1,730,871
16. 県支出金		6,156,035
	1. 県負担金	4,568,661
	2. 県補助金	1,454,215
	3. 県委託金	107,791
	4. 県交付金	25,368
17. 財産収入		786,895
	1. 財産運用収入	132,435
	2. 財産売却収入	654,460
18. 寄附金		6,500
	1. 寄附金	6,500
19. 繰入金		285,470
	1. 基金繰入金	285,470
20. 諸収入		3,307,372
	1. 延滞金・加算金及び過料	200,001
	2. 預金利子	3,210
	3. 貸付金元利収入	1,340,583
	4. 雑収入	1,763,578
21. 市債		14,616,400
	1. 市債	14,616,400
歳入合計		126,000,000

歳出

款	項	金額
1. 議会費		780,083千円
	1. 議会費	780,083
2. 総務費		14,285,863
	1. 総務管理費	11,128,689
	2. 企画費	1,489,572
	3. 徴税費	1,034,315
	4. 戸籍住民基本台帳費	400,629
	5. 選挙費	102,250
	6. 統計調査費	48,977
	7. 監査委員費	81,431
3. 民生費		53,191,536
	1. 社会福祉費	23,550,751
	2. 児童福祉費	16,557,355
	3. 生活保護費	13,020,004
	4. 国民年金事務費	63,426
4. 衛生費		10,713,620
	1. 保健衛生費	1,887,217
	2. 保健所費	1,788,905
	3. 清掃費	5,692,256
	4. 上水道費	1,345,242
5. 労働費		119,892
	1. 労働諸費	119,892
6. 農林水産業費		537,788
	1. 農林費	537,788
7. 商工費		1,587,039
	1. 商工費	1,587,039
8. 観光費		938,715
	1. 観光費	938,715
9. 土木費		9,128,344
	1. 土木管理費	204,226
	2. 道路橋梁費	2,249,627
	3. 河川費	288,509
	4. 都市計画費	3,869,752
	5. 下水道費	2,127,000
	6. 住宅費	389,230
10. 消防費		4,394,717
	1. 消防費	4,394,717
11. 教育費		12,616,350
	1. 教育総務費	2,782,718
	2. 小学校費	2,419,841
	3. 中学校費	1,570,431
	4. 高等学校費	940,118
	5. 幼稚園費	1,078,313
	6. 社会教育費	1,551,642
	7. 保健体育費	2,273,287
12. 災害復旧費		69,000
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	7,000
	2. 土木施設災害復旧費	62,000
13. 公債費		17,560,665
	1. 公債費	17,560,665
14. 諸支出金		26,388
	1. 地元公共事業基金	23,388
	2. 財政調整基金	2,000

	3. 減債基金	1,000
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		126,000,000

第2表 継続費

1. 新規分

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	企画費	第4次総合計画後期基本計画策定	14,000 ^{千円}	平成26年度	9,000 ^{千円}
				平成27年度	5,000
土木費	都市計画費	(仮称)奈良IC周辺まちづくり計画策定	13,500	平成26年度	9,000
				平成27年度	4,500

第3表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
人事給与システム導入経費	平成26年度から平成37年度まで	550,000 ^{千円}
財務会計システム導入経費	平成26年度から平成37年度まで	370,000
住民情報システム導入経費	平成26年度から平成37年度まで	890,000
福祉情報システム導入経費	平成26年度から平成36年度まで	490,000
介護長寿システム導入経費	平成26年度から平成36年度まで	410,000
国保年金システム導入経費	平成26年度から平成37年度まで	1,560,000
住宅管理システム導入経費	平成26年度から平成36年度まで	58,000
財務会計システム導入に伴う公会計業務支援委託	平成26年度から平成28年度まで	16,000
デジタル移動系防災行政無線整備事業	平成26年度から平成27年度まで	276,080
税額通知書印刷等経費	平成26年度から平成27年度まで	8,500
市税催告業務委託	平成26年度から平成27年度まで	667
知事及び県議会議員選挙費	平成26年度から平成27年度まで	32,100
新斎苑環境評価業務委託	平成26年度から平成27年度まで	22,400
クリーンセンター環境影響評価業務委託	平成26年度から平成28年度まで	80,000
奈良市・生駒市高機能消防指令センター整備事業	平成26年度から平成27年度まで	786,000
指定管理者による入江泰吉旧居の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による(仮称)奈良町にぎわいの家の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	552,200 ^{千円}	普通貸借又は債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
文化振興施設整備事業	77,100	〃	〃	〃

スポーツ施設整備事業	68,400	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	654,400	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	29,000	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	218,500	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	53,900	〃	〃	〃
観光施設整備事業	86,200	〃	〃	〃
道路事業	1,018,000	〃	〃	〃
河川事業	146,800	〃	〃	〃
都市計画事業	645,300	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	49,500	〃	〃	〃
消防施設整備事業	511,900	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,777,200	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	13,000	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	14,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	95,500	〃	〃	〃
災害復旧事業	45,500	〃	〃	〃
退職手当	1,760,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	6,800,000	〃	〃	〃
計	14,616,400			

平成26年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成26年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		6,256 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	6,256
2. 諸収入		13,744
	1. 雑入	13,744
歳入合計		20,000

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		6,256 ^{千円}
	1. 総務管理費	6,256
2. 公債費		13,744
	1. 公債費	13,744
歳出合計		20,000

平成26年度奈良市国民健康保険
特別会計予算

平成26年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		8,600,594 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	8,600,594
2. 使用料及び手数料		120

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

37,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

	1. 手 数 料	120
3. 国 庫 支 出 金		8,457,707
	1. 国 庫 負 担 金	6,786,401
	2. 国 庫 補 助 金	1,671,306
4. 療 養 給 付 費 交 付 金		1,276,274
	1. 療 養 給 付 費 交 付 金	1,276,274
5. 前 期 高 齢 者 交 付 金		10,550,000
	1. 前 期 高 齢 者 交 付 金	10,550,000
6. 県 支 出 金		1,901,690
	1. 県 負 担 金	276,779
	2. 県 補 助 金	1,624,911
7. 共 同 事 業 交 付 金		4,139,640
	1. 共 同 事 業 交 付 金	4,139,640
8. 財 産 収 入		1,000
	1. 財 産 運 用 収 入	1,000
9. 繰 入 金		2,536,914
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,346,914
	2. 基 金 繰 入 金	190,000
10. 諸 収 入		36,061
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	61
	2. 雑 入	31,200
	3. 療 養 費 等 指 定 公 費 返 還 金	4,800
歳 入 合 計		37,500,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		339,462 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	264,297
	2. 賦 課 徴 収 費	74,443
	3. 運 営 協 議 会 費	722
2. 保 険 給 付 費		25,658,498
	1. 給 付 諸 費	25,658,498
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,300
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,300
4. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		4,950,500
	1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	4,950,500
5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		7,500
	1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	7,500
6. 介 護 納 付 金		2,020,000
	1. 介 護 納 付 金	2,020,000
7. 共 同 事 業 拠 出 金		4,139,670
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	4,139,670
8. 保 健 事 業 費		310,770
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	276,102
	2. 保 健 事 業 費	34,668
9. 基 金 積 立 金		1,000
	1. 基 金 積 立 金	1,000
10. 公 債 費		25,000
	1. 公 債 費	25,000
11. 諸 支 出 金		45,800
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	41,000
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	4,800
12. 予 備 費		500
	1. 予 備 費	500
歳 出 合 計		37,500,000

平成26年度奈良市土地区画
整理事業特別会計予算平成26年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,534,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		114,200千円
	1. 国庫交付金	114,200
2. 繰入金		1,027,035
	1. 一般会計繰入金	1,027,035
3. 諸収入		765
	1. 雑収入	765
4. 市債		392,000
	1. 市債	392,000
歳入合計		1,534,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		334,500千円
	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	334,500
2. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費		337,900
	1. JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	337,900
3. 公債費		861,600
	1. 公債費	861,600
歳出合計		1,534,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区土地区画整理事業	千円 185,300	普通貸借又は債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
JR奈良駅南地区土地区画整理事業	206,700	〃	〃	〃
計	392,000			

平成26年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成26年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1. 繰入金		344,100千円
	1. 一般会計繰入金	344,100
歳入合計		344,100

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ344,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

款	項	金額
1. 公債費		344,100千円
	1. 公債費	344,100
歳出合計		344,100

平成26年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成26年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		334,300千円
	1. 一般会計繰入金	334,300
歳入合計		334,300

歳出

款	項	金額
1. 公債費		334,300千円
	1. 公債費	334,300
歳出合計		334,300

平成26年度奈良市駐車場事業
特別会計予算

平成26年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		100,275千円
	1. 使用料	100,275
2. 繰入金		228,147
	1. 一般会計繰入金	228,147
3. 諸収入		278
	1. 雑収入	278
歳入合計		328,700

歳出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		99,300千円
	1. 駐車場費	99,300
2. 公債費		229,400
	1. 公債費	229,400
歳出合計		328,700

平成26年度奈良市介護保険
特別会計予算

平成26年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
---	---	----

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ334,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,203,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

1. 保 險 料		5,428,115 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	5,428,115
2. 国 庫 支 出 金		5,692,785
	1. 国 庫 負 担 金	4,658,160
	2. 国 庫 補 助 金	1,034,625
3. 支 払 基 金 交 付 金		7,321,438
	1. 支 払 基 金 交 付 金	7,321,438
4. 県 支 出 金		3,592,096
	1. 県 負 担 金	3,514,875
	2. 県 補 助 金	77,221
5. 財 産 収 入		8,734
	1. 財 産 運 用 収 入	8,734
6. 繰 入 金		4,151,803
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	3,829,410
	2. 基 金 繰 入 金	322,393
7. 諸 収 入		8,029
	1. 雑 入	8,029
歳 入 合 計		26,203,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		609,243 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	295,678
	2. 賦 課 徴 収 費	21,400
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	292,165
2. 保 險 給 付 費		25,147,800
	1. 介 護 サービス等諸費	25,147,800
3. 地 域 支 援 事 業 費		427,223
	1. 介 護 予 防 事 業 費	98,550
	2. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	328,673
4. 基 金 積 立 金		8,734
	1. 基 金 積 立 金	8,734
5. 諸 支 出 金		10,000
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,000
歳 出 合 計		26,203,000

平成26年度奈良市母子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

平成26年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		1,041 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,041
2. 繰 越 金		816
	1. 繰 越 金	816
3. 諸 収 入		29,143
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	28,943
	2. 雑 入	200
歳 入 合 計		31,000

歳 出

款	項	金 額
---	---	-----

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,000
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

1. 母子寡婦福祉資金貸付事業費		31,000千円
	1. 総務管理費	1,315
	2. 貸付金	29,685
歳出合計		31,000

平成26年度奈良市針テラス
事業特別会計予算

平成26年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		73,500千円
	1. 使用料	73,500
2. 財産収入		3
	1. 財産運用収入	3
3. 繰入金		18,797
	1. 一般会計繰入金	18,313
	2. 基金繰入金	484
歳入合計		92,300

歳出

款	項	金額
1. 針テラス事業費		3千円
	1. 針テラス事業費	3
2. 公債費		92,297
	1. 公債費	92,297
歳出合計		92,300

平成26年度奈良市後期高齢者医療
特別会計予算

平成26年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,223,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病床数	一般病床	350床
2. 年間患者数		
(1) 入院		96,472人
(2) 外来		204,321人
3. 1日平均患者数		
(1) 入院		264人
(2) 外来		695人

(収益的収入及び支出)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	628,511千円
第1項 医療収益	42,307千円
第2項 医療外収益	487,304千円
第3項 看護師養成事業収益	98,900千円

支出

第1款 病院事業費用	622,700千円
第1項 医療費用	493,725千円
第2項 医療外費用	23,149千円
第3項 看護師養成事業費用	98,900千円
第4項 特別損失	5,426千円
第5項 予備費	1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15,980千円は、当年度分損益勘定留保資金15,980千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	26,020千円
第1項 負担金	26,020千円

支出

第1款 資本的支出	42,000千円
-----------	----------

第1項 企業債償還金 42,000千円
(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 55,594千円
(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45,878千円である。

平成26年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数 167,300戸
2. 年間総給水量 44,464,000m³
3. 1日平均給水量 121,820m³
4. 主要な建設改良事業 1,127,342千円
 - (1) 施設整備事業費 7,830千円
 - (2) 施設費 659,350千円
 - (3) 配水施設改良費 460,162千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入
第1款 水道事業収益 8,889,000千円
第1項 営業収益 7,790,874千円
第2項 営業外収益 1,098,106千円
第3項 特別利益 20千円

支 出
第1款 水道事業費用 8,947,000千円
第1項 営業費用 7,156,376千円
第2項 営業外費用 793,314千円
第3項 特別損失 987,310千円
第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,842,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,578,347千円、当年度分損益勘定留保資金1,222,152千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,501千円で補填するものとする。)

収 入
第1款 資本的収入 1,890,000千円
第1項 企業債 602,000千円
第2項 負担金 990,928千円
第3項 分担金 297,072千円

支 出
第1款 資本的支出 4,732,000千円
第1項 施設整備事業費 39,618千円
第2項 施設費 732,001千円
第3項 配水施設改良費 569,270千円
第4項 固定資産取得費 47,808千円
第5項 企業債償還金 2,288,960千円
第6項 長期割賦金 1,004,343千円
第7項 投資 40,000千円
第8項 予備費 10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	施設整備事業費	口径800耗配水本管布設工事	1,634,418千円	26	7,830
				27	524,988
				28	1,101,600
	施設費	緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事	1,117,800千円	26	22,680
				27	252,720
				28	343,440
				29	498,960

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び

限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
営業業務包括業務委託	平成26年度から平成31年度まで	千円 980,593

(企業債)

の方法は、次のとおりと定める。

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 602,000	証書借入	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,632,244千円
(他会計からの補助金)

第11条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 布目ダム建設事業(一次精算)割賦負担金元利償還補助金 522,261千円

(2) 布目ダム建設事業(二次精算)割賦負担金元利償還補助金 91,986千円

(3) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金 247,454千円

(4) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 116,200千円

(5) 児童手当補助金 14,202千円
(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、250,000千円と定める。

平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 給水戸数 1,917戸
- 2. 年間総給水量 756,123m³
- 3. 1日平均給水量 2,071m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 428,110千円

第1項 営業収益 138,246千円

第2項 営業外収益 289,863千円

第3項 特別利益 1千円

支 出

第1款 水道事業費用 515,000千円

第1項 営業費用 433,622千円

第2項 営業外費用 78,840千円

第3項 特別損失 2,538千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,290千円は、過年度分損益勘定留保資金22,017千円、当年度分損益勘定留保資金75,254千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本収支調整額9,019千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 158,190千円

第1項 他会計からの長期借入金 40,000千円

第2項 負担金 116,558千円

第3項 分担金 1,632千円

支 出

第1款 資本的支出 264,480千円

第1項 固定資産取得費 98千円

第2項 企業債償還金 221,541千円

第3項 長期割賦金 42,841千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,798千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと

- 定める。
- (1) 布目ダム建設事業（一次精算）割賦負担金元利償還補助金 20,589千円
 - (2) 布目ダム建設事業（二次精算）割賦負担金元利償還補助金 3,275千円
 - (3) 簡易水道事業債元利償還補助金 123,612千円
 - (4) 高料金対策補助金 139,793千円
(たな卸資産購入限度額)
- 第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,500千円と定める。

平成26年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計予算
(総則)

第1条 平成26年度奈良市月々瀬簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 給水戸数 487戸
- 2. 年間総給水量 150,224m³
- 3. 1日平均給水量 412m³
- 4. 主要な建設改良事業 1,667千円
 - (1) 配水施設改良費 1,667千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 1,600	証書借入	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,775千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業債元利償還補助金 13,135千円
- (2) 高料金対策補助金 1,468千円

- 第1款 簡易水道事業収益 184,240千円
 - 第1項 営業収益 25,459千円
 - 第2項 営業外収益 158,780千円
 - 第3項 特別利益 1千円

支 出

- 第1款 簡易水道事業費用 205,630千円
 - 第1項 営業費用 195,795千円
 - 第2項 営業外費用 9,046千円
 - 第3項 特別損失 789千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 資本的収入 21,020千円
 - 第1項 企業債 1,600千円
 - 第2項 負担金 19,023千円
 - 第3項 分担金 397千円

支 出

- 第1款 資本的支出 20,700千円
 - 第1項 配水施設改良費 1,667千円
 - 第2項 固定資産取得費 10千円
 - 第3項 企業債償還金 19,023千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (3) 児童手当補助金 20千円

- (4) 簡易水道事業助成金 36,147千円
(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。

平成26年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1. 水洗化人口 312,668人
- 2. 年間有収水量 37,971,118m³
- 3. 1日平均有収水量 104,030m³
- 4. 主要な建設改良事業 832,568千円
 - (1) 管渠建設費 566,585千円
 - (2) 管渠改良費 64,400千円
 - (3) 処理場建設改良費 42,800千円
 - (4) 流域下水道整備事業費 158,783千円

(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	7,663,000千円
第1項 営業収益	4,811,733千円
第2項 営業外収益	2,851,231千円
第3項 特別利益	36千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	8,355,000千円
第1項 営業費用	7,306,378千円
第2項 営業外費用	1,023,958千円
第3項 特別損失	19,664千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額907,000千円は、当年度分損益勘定留保資金849,328千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,672千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,454,000千円
第1項 企業債	1,650,000千円
第2項 他会計補助金	1,494,315千円
第3項 国庫補助金及び交付金	236,343千円
第4項 県補助金	46,011千円
第5項 負担金等	27,331千円

支 出	
第1款 資本的支出	4,361,000千円
第1項 建設改良費	1,004,568千円
第2項 固定資産取得費	2,809千円
第3項 企業債償還金	3,353,623千円

(特例的収入及び支出)
第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ809,796千円及び204,539千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給(公共下水道分)	平成26年度から平成30年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償(公共下水道分)	平成26年度から平成30年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給(農業集落排水処理施設分)	平成26年度から平成30年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償(農業集落排水処理施設分)	平成26年度から平成30年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

の方法は、次のとおりと定める。

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,650,000	証書借入	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経な

ればならない。

(1) 職員給与費 404,506千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、2,127,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。
(平成26年3月24日揭示済)